

経済産業省が平成16年度に社団法人日本冷凍空調工業会に委託して実施した調査の概要である。

## 業務用冷凍空調機器フロン類回収システム検討調査の概要

### 1. 検討の背景

京都議定書目標達成計画において、業務用冷凍空調機器の冷媒中のフロン類回収率を、京都議定書第一約束期間（2008～2012年度の5年間）平均で60%※に向上させるとの目標を掲げている。これを達成するための方策を検討するため、平成16年度に、業務用冷凍空調機器の廃棄実態を調査するとともに現行制度の課題及びその改善方策について検討を行った。

※ 検討の中で業務用冷凍空調機器の冷媒中のフロン類回収率の推計値を見直したところ、平成15年度の回収率は、既に公表されている28%より10%程度高い37%となった。

### 2. 使用済みとなった業務用冷凍空調機器処理フローにおける課題の抽出

廃棄現場でのフロン類回収実態を調査、分析して現状の回収の問題点を明らかにし、フロン類回収率を向上させるため、アンケート等により所要の課題を抽出した。その結果、以下の課題が明らかとなった。

- ① 建設業者や解体業者への一括発注等により、廃棄者がフロン類回収業者に適切にフロンを引き渡していないおそれがある。
- ② 機器の廃棄の受注者（建設業者、解体業者、設備工事業者等）がフロン類回収業者へフロン類を引き渡していないおそれがある。
- ③ 業者間でフロン類回収作業の依頼が仲介されるうちにフロン類の回収が不明確となっているおそれがある。

### 3. フロン類回収システム改善の検討

業務用冷凍空調機器廃棄時のフロン類回収を関係者に適正に行わせるには、廃棄者にフロン類回収の必要性を十分認識させ、機器廃棄時のフロン類回収が適切に行われたことを確認できることが重要である。この観点から、抽出された課題を整理し、フロン回収促進の解決策を検討した結果、以下の制度の導入が必要ではないかとの結論を得た。

- ① 業務用冷凍空調機器の廃棄処理の受注者に対するフロン類引き渡し義務付け（取次業者制度）。
- ② 廃棄者、取次業者等のフロン類引き渡し義務の履行を担保する仕組み（マニフェスト制度）の導入。
- ③ 具体的な制度設計に当たっては、検証事業を実施すべき。

<現行フロン回収破壊法の規定と現場のフロン処理実態の比較図>

